第 20071 号

令和2年11月16日 在ガーナ日本国大使館 領事班 Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana P.O.Box GP1637, Accra, Ghana Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553 開館時間外 Phone: 233-(0) 24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

ガーナの新型コロナウイルス対策について(その19):

ガーナ入国時の検疫措置の一部変更(入国時検査費用の事前オンライン決済が必要となりました)

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 ガーナへの入国に際しては、コトカ国際空港到着時に、新型コロナウイルス検査を受けることが義務づけられており、そのための費用(150米ドル)は、同空港到着時の現金支払いも可能とされていましたが、11月16日(月)、ガーナ 空港当局(Ghana Airport Company Limited)は、同日より、当該検査の費用はオンラインで支払わなければならず、搭 乗前に支払い証明(領収書)を航空会社に提示することを求めることなどを発表しています。

オンライン支払いの URL (https://myfrontierhealthcare.com/)

2 その他の検疫措置体制に変更はありません。

3 上記措置を踏まえ、十分に注意するとともに、状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008734.pdf
(その2) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018112.pdf</u>
(その3)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020992.pdf
(その4)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021043.pdf
(その5)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026772.pdf
(その6)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100036233.pdf
(その7)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100037752.pdf
(その8)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040957.pdf
(その9)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100044205.pdf
(その10) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100046680.pdf</u>
(その11)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049257.pdf
(その12) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049820.pdf</u>
(その13) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100051606.pdf</u>
(その14)https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100053846.pdf
(その15) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100060792.pdf</u>
(その16) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100088882.pdf</u>
(その17) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100089437.pdf</u>
(その18) <u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100092247.pdf</u>

第 20071 号

以上